

「はぐくむFUJI 結婚新生活支援補助金に関するQ&A」

◆対象者について

Q1 対象者の年齢は、いつ時点での年齢を指しますか。

A1 婚姻届受理証明書や戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)に記載されている婚姻日時点での満年齢を指します。

※年齢計算に関する法律第2 項及び民法第143 条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されます。

Q2 婚姻日より前に市内で住宅を購入(住居を賃借)したが、補助金の対象になりますか。

A3 婚姻日より前でも令和4年1 月1 日以降に住宅購入(住居賃借)の契約をし、それに対して支払った費用であれば対象になります。ただし、住宅購入(住居賃借)が結婚を機に購入(賃借)した場合に限ります。

Q3 夫の実家に妻が転入してきたが、補助金の対象になりますか。

A3 業者に支払った引越費用があれば対象になります。

Q4 住宅購入(住居賃借)契約した住宅の住所に引越が終わっていないが、補助金の対象になりますか。

A4 対象になりません。引越して転入(転居)届を提出し、住所を異動させてから補助金の申請となります。

Q5 再婚した夫婦も補助の対象になりますか。

A5 対象になります。

ただし、夫婦のいずれかまたは双方がこの補助金を受けたことがある(他市町村を含む)場合は、対象となりません。

Q6 夫婦の一方又は夫婦の双方が日本国籍を有しない世帯は補助の対象となりますか。

A6 対象となります。（国籍要件はありません。）

Q7 公営住宅や地域優良賃貸住宅の入居者も対象となりますか。

A7 対象となります。ただし、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については補助対象外とします。

◆対象経費について

Q8 どのような費用が対象となりますか。

A8 ①住宅取得費（市内の住宅を取得した購入費（土地は除く））

②リフォーム費用（夫婦の双方又は一方の住民票の住所地の住宅の修繕、増築、改築等の費用のうち工事業者に支払った費用（車庫、門、植栽等の外構工事費用及び家電購入、家電設置費等は除く））

③賃料等（市内の住宅を賃貸した賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料（駐車代は除く））

④引越費用（市内に引っ越した場合に、引越業者・運送業者等に支払った費用）

Q9 対象とならない費用はありますか。

A9 住宅取得に伴う土地購入代、リフォームに係る業者以外（家族や友人など）に依頼した際の謝礼や材料費、引越に係る業者以外（家族や友人など）に依頼した際の謝礼やレンタカー代は補助金の対象になりません。

Q10 夫婦以外の名義で契約した住宅取得費または住居賃借費は補助対象になりますか。

A10 対象になりません。

Q11 婚姻を機に夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合、補助の対象となりますか。

A11 同居開始以後の費用に限り対象となります。同居開始日については住民票等により転居が確認できる日となります。

Q12 住宅取得や賃借について対象となる費目はどのようなものですか。

A12 物件の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料のみが対象となります。（土地購入代、駐車場代、家電購入代、家電設置費、火災保険料等は対象となりません。）

Q13 婚姻前から夫婦が同居している場合、補助の対象となりますか。

A13 婚姻後に支払った費用で対象になるものがあれば対象になります。

Q14 補助対象期間内に複数回の引越をした場合、2回目以降の引越にかかる費用も対象になりますか。

A14 対象になりません。対象となるのは初回のみです。

Q15 勤務先から住宅手当が支給されている場合、住宅手当分の取扱いはどうなりますか。

A16 住宅手当分は対象外となります。このため、勤務先が発行する住宅手当支給証明書や給与明細等により、手当支給額を把握し、当該金額を控除した金額を対象とします。

◆所得について

Q17 所得と収入は違いますか。

A17 ここでいう所得とは次のとおりです。

・給与収入の方

所得とは前年1年間の給料の総額(=収入)から給与所得控除を差し引いたものです。

(所得＝収入－給与所得控除)

また、所得からさらに社会保険料を控除した額は「課税総所得金額」といい、ここでいう所得とは異なります。

・自営業の方

前年1年間の売上金額から必要経費を差し引いたものです。

(所得＝売上金額－必要経費)

Q18 交付申請時に無職の場合、所得証明書の提出は必要ですか。

A18 提出をお願いします。離職票や退職証明書等により無職であることが確認できる場合には、これらの写しも添付してください。

Q19 貸与型奨学金を返済した場合の年間返済額が確認できる書類とは、どのようなものですか。

A19 奨学金返済証明書の写しの提出が望ましいですが、証明書の写しの提出が難しい場合は、通帳等により返済額が確認できる書類の写しでも構いません。

Q20 奨学金返済証明書の名前が旧姓になっていますが、提出書類として提出することはできるのでしょうか。

A20 奨学金返済証明書の名前が旧姓の場合でも構いません。

Q21 貸与型奨学金の年間返済額の期間は、いつからいつまでですか。

A21 課税所得証明書の期間と同一期間となります。令和4年度の所得証明書(令和3年分合計所得)を提出する場合は令和3年の年間返済額を控除することができます。

Q22 妻が結婚を機に離職した場合、夫婦の所得はどうなりますか。

A22 離職した妻の所得は「所得なし」とし、夫の令和3年度(令和2年分)の所得で判定します。

Q23 夫婦の双方または一方が申請時において無職であり、所得がない場合の証明はどのようにすればいいですか。

A23 申請書の裏面で「無職である」という申立てをしていただくとともに、離職票や退職証明書等により無職であることを確認できる場合は、これらの写しも添付してください。

◆その他

Q24 「補助金の交付を受けてから1年以上定住する意思があること」とありますが、転勤する可能性がある場合は申請できますか。

A24 申請時点で転勤の予定が定かでない場合は申請できません。1年以内に転勤することがほぼ確実である場合には、申請をご遠慮ください。

Q25 申請書類はいつまでに提出すればいいですか。

A25 令和5年2月末日を目途に申請してください。

Q26 申請書はどこで配布していますか。

A26 富士市役所4階福祉総務課で配布しています。富士市のウェブサイトからもダウンロードできます。

Q27 申請書は郵送で受付してもらえますか。

Q27 郵送での受付はできません。申請書と添付書類を確認いたしますので、必ずどちらかお一人の方に来庁していただくようお願いいたします。

Q28 手続きが完了したら通知がありますか。

Q28 審査の結果、補助金の交付が決定した方には、「交付決定通知書」を送付します。

Q29 補助金はどの口座に振り込まれますか。

Q29 申請書に記載された申請者名義の口座に振り込みます。

Q30 補助金はいつ振り込まれますか。

A30 交付決定通知書の送付日から概ね2 週間後に振り込まれます。

Q31 所得課税証明書、納税証明書はどこで請求できますか。

A31 令和4年1月1日に住民票のあった市町村で請求してください。

Q32 婚姻届受理証明書はどこで請求できますか。

A32 婚姻届を提出した市町村に請求してください。

Q33 戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）はどこに請求できますか。

A33 本籍のある市町村に請求してください。

Q34 「市長が定める講座等の受講証明書」はどうすれば発行できますか。

A34 静岡県ウェブサイト（富士市ウェブサイトからリンク可）にて、指定の教材を使い講座を受講してください。その後、同ページにてアンケートの回答を行うと、受講証明書が発行されます。